

第三十四回国会
衆議院
内閣委員會議録
第十八号

(二五三)

昭和三十五年三月十八日(金曜日)
午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 福田 一君
理事 淺香 忠雄君 理事 岡崎 英城君
理事 高橋 禎一君 理事 高橋 等君
理事 前田 正男君 理事 石橋 政嗣君
理事 石山 權作君 理事 田万 廣文君
理事 安吉君 理事 小金 義昭君
辻 寛一君 富田 健治君
橋本 正之君 八田 貞義君
保科 善四郎君 山口 好一君
中原 健次君 受田 新吉君
中村 時雄君

出席政府委員

國務大臣 益谷 秀次君
總理府總務長官 福田 篤泰君
總理府總務副長 佐藤 朝生君
内閣審議官 (内閣總理大臣官房審議室長) 大島 寛一君
行政管理政務次官 新井 京太君

委員外の出席者

總理府事務官 (行政管理庁長官官房秘書課長) 片山 一郎君
總理府事務官 (經濟企画庁調整局長) 大堀 弘君
總理府事務官 (行政管理局長) 原田 正君
總理府事務官 (警務局長) 西君

外務事務官 (經濟局經濟協力部長) 澤木 正男君
大蔵事務官 (為替局投資課長) 奥村 輝之君
通商産業事務官 (通商局次長) 倉八 正君
專門員 安倍 三郎君

三月十七日
委員中村時雄君辭任につき、その補欠として受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。
同月十八日
委員受田新吉君辭任につき、その補欠として中村時雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件
行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)
總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)
運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二二号)

○福田委員長 これより會議を開きます。
運輸省設置法の一部を改正する法律案、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案、總理府設置法の一部を改正する法律案及び建設省設置法の一部を改正する法律案の各案を一括議題とす。

し、質疑を許します。前田正男君。
○前田(正)委員 私はこの際、總理府設置法の一部を改正する法律案のうち、特に對外經濟協力審議會の問題について、内閣の方針を明瞭に一つ總務長官からお答えをお願いしたいと思います。

この審議會及び最近別にできております基金の問題等は、すでに政府の方でも、御承知の通り今後のわが国の施策といしまして、非常に重要な問題でありまして、われわれ与党におきましても、特別委員会を作り、さらに委員長はわざわざ東南アジア方面にも視察に行かれました、それらの意見をもとにいたしまして、党の正式機關を通じて、強く政府に要望いたしまして、政府においても十分に御考慮願つて、今回の基金及び審議會ができる運びになったものと考えております。

○福田(正)委員 次は、議員の中には國務大臣が入ると思つておりますが、どういふ國務大臣が入りになるか、それを一つお聞かせ願ひたいと思つております。

明瞭にトップ・レベルの人でやるにふさわしいような内容を書いてあるのでありますけれども、その組織の構想からまずお答えをお願いしたいと思います。

○福田(正)委員 組織の構想であります。これは十五名以内のメンバーを予定し、御指摘の通りトップ・レベルの方々をお願いしたいと考えております。また自由民主党におきましても、特にこの問題の重要性に着目されて、特別委員会を作られ、いろいろ審議を重ねられ、先般も政府側に対しまして構成についても御要望があつたことも十分承知いたしております。政府としましては、特別委員会の御要望に対しては十分これを尊重いたしまして、この重要な任務遂行に効果が上がるよう万全を期する所存であります。

○福田(正)委員 次は、議員の中には國務大臣が入ると思つておりますが、どういふ國務大臣が入りになるか、それを一つお聞かせ願ひたいと思つております。

ました科学技術庁とか、あるいは農林、その他文部省側にも強い御要望がございまして、建設省からも御要望がございまして、この点については十分各省との間の調整をとり、連絡をとつて決定したいと考えております。

○福田(正)委員 これは内閣の方でもお考え願ひたいと思つておりますけれども、ただいまの御答弁によりまして、私は内閣が非常に考え方を混合しておるのではないかと、われわれ特別委員会の割り切つた考え方を間違つておるようになり思つております。それは基金というものは実際に金を運用するものでありますから、今例をあげられまして、直接事務を担当される大臣が、この基金を運用するための仕事に關係するのでありますから、この基金の中には、名前は忘れましてはくれども、各省の事務次官がこの基金を運用するようには各省を代表して入つておられる。これにはなるべく実施官庁が入つた方がいいのではないかと、しかし基本的な政策を立案する方は、そういうふうな実施官庁が一々これに入つていくといふことは、内閣の運用といふものが誤つてくるのではないかと思つております。現在の内閣の組織といふものは、私が説明しなくてもおわかりの通りでありますけれども、基本的に各省の持つておる整する役を持つた國務大臣といふものがおるわけでございまして、たとえは今御指摘のうちの外務、これは各省にわ

たるものでも外務に關するものはやられる。大蔵関係もすべて財政に關係するものは大蔵省でまゝとめてやる。経済企画庁もそうであります。科学技術庁も科学技術についてはすべて調整する権限を持つております。私はそういうふうな各省庁にわたるものに対して調整する権限のある者が代表して入れれば、それでいいのじゃないかと思う。何も議員数というものは限定しないで、必要のあるときにはこれに關係大臣は出てきて意見を述べる。國務大臣でありますから、大臣が来て意見を述べてはいいけないことではないかと思ふ。ふりやにやるのが當然ではないかと思ふのであります。この点については私は特に総務長官によくお考え願ひたいと思つたことは、これは私たちががずいぶんやかましくやつてきましたが、科学技術會議というものが今内閣にありますが、大體構成なんかは同じようなものです。議長はやはり總理大臣、關係各省の大臣が議員、それに學識経験者が入つたものができておるわけです。しかしその場合はやはり正規の國務大臣で入るべき人は、それに直接關係のある、しかも各省の調整ができる権限のある人が入るということにしてある。しかしその他の國務大臣は議員として資格がないかというところではない。やはり國務大臣は國務大臣として自分の主管の問題について、こういうトップ・レベルの會議をやる以上は出席して意見を述べなければいけないわけですから、そこで科学技術會議の場合においても、正規の議員ではないですけども、必要のあるときは、たとえば農林のことなら農林大臣が出てきて、

ただ出席して意見を述べるといふことではなしに、臨時に議員として発言する、そういうふうな処置をしてあるはずなんであります。だから出席したときには正規の議員の國務大臣と、議員でなく農林大臣なら農林大臣として出てきた場合と、同じ議員としての権限を行使するといふふうにしてあるのであります。私はそういうことがいいのではないかと思ふ。どの大臣が入つていいか悪いかといふことは言えないと思ひます。正規の議員といふものはそういう各省にわたつたものを調整する人が正規の議員であつて、その他必要な、たとえばきよは農林問題を審議するなら農林大臣が臨時に議員として出席して意見を述べる。運輸のことについてはやはり運輸大臣が議員として同じ権限で発言をする。こういうふうなこの會議を運営していった方が私はいいのではないかと思ふのであります。そういう調整する権限のある人を正規の議員からはずすようなことでは、これまた話にならない。審議會といふものの意味が違つてくるのではないか。先ほど申しました通り、審議會といふものは内閣として基本的な事項をここに調査審議を命ぜられ、諮問に応じた答申をいろいろと参考になされて方針をきめていくかと思ひますが、そういう基本的な問題の審議をさせるための審議會でありますから、各省にわたつて調整する権限を持つておるような大臣は当然これに参加しなければ、この審議會の意味が成り立たないのではないかと思ふのであります。それを實施する基金の場合に各省が入りたい、これは当然だと思ふ。實施する官庁が基金の中に

参画していろいろな意見を述べるのは当然である。調整する権限のある官庁がわざわざ入つていく必要はないと思つております。だからこういう点はもう少し割り切つて組織といふものをお考え願ひたいと思ふのでありますが、一つ総務長官の御答弁をお願いいたします。

○福田(憲)政府委員 この構成は先ほど申した通り十五名以内といふことで、いわば極力組織を簡素、強力化したいといふのが政府の根本方針であります。ただ問題は自分の管轄に属する事項あるいは關係の深い事項について、各省の長官が臨時出席して意見を述べる、當然そういう道は開かるべきだと私も考えております。ただ科学技術會議と違つてこの對外經濟協力の問題については、當然委員としての資格で参画するのでなくて、必要の問題について各省の長官として出席できるという建前でやりたい、こう考えております。

○前田(正)委員 そういう考えでやりになつても意見は同じですから大して違わないと思ひますが、しかしそういう考えでやりになるならばよいに、総合調整機關でありますところの經濟企画庁、科学技術庁あるいは大蔵、外務、そういうところの所管は当然入れておかなければ、今のうちに臨時に意見を述べさすといふのと違つてわけですから、これは一つよくお考えを願ひたいと思ひます。

○福田(憲)政府委員 まだ委員となるそれから學識経験者がこの中に入ると思ふのですが、何人ほどを考へておられるか、それをちよつとお聞かせ願ひたい。

べき各省大臣の数も確定いたしておりませんので、何人といふことは、いわゆる民間の學識経験者の数を申し上げる時期ではございませんが、まず政府側の各省の國務大臣がきまつた上で、ワクをきめたい、こう考へております。

○前田(正)委員 明瞭な数字は何人とはいかなくても、十四、五人といふふうには、總體の数を考へて、そのうちの二分の一程度であるのか、三分の一程度であるのか、その辺を一つ、数字はそれは今お話の通り、委員がきまつてから多少変動があると思つておりますが、構想とされて學識経験者を何分の一程度入れられる考へであるか、それをお聞かせ願ひたい。

○福田(憲)政府委員 なるべく多数民間からもトップ・レベルの方を委員にお願いしたいと思つておりますが、大體のワクといふ御質問であります。少なくとも三分の一は確保いたしたい、こう考へております。

○前田(正)委員 そこで私は特に問題にしてお聞かせを願ひたいと思ひますことは、この審議會の審議する内容について、いろいろと具體的に考へておられると思ひますが、この法案によりますと、非常に抽象的に出しておるものであります。大體おもなものを一つ列挙して、ある程度具體的な内容をお話願ひたいと思ひます。

○福田(憲)政府委員 諮問事項といたしまして考へております点は、第一に對外經濟協力に關する國際的動向に對処する基本的な方策、第二は對外經濟協力に關する國際機關に對する基本方策、第三は地域別または國別の對外

經濟協力の基本方策、第四は對外經濟協力と國內經濟との調整に關する基本方策、これがおもなものであります。

○前田(正)委員 この目的も大體われわれの考へておるものに似たような御答弁であるので、私も大體いいと思ふのであります。そこでこれを實際に運用するにあたりまして、この事務をやる幹事役は、まずどなたがおやりになるのですか。それを一つお答えいたしたい。

○福田(憲)政府委員 幹事には關係各省の次官または局長、庶務につきましては内閣審議室、こういう建前でおります。

○前田(正)委員 この仕事を事務的に取りまゝとめていくのは、そうすると審議室といふことになる、總理府の總務長官が一番の事務的な責任者としておやりになるわけですか。その点を一つ。また世話役として審議室といふことになる、その事務の責任者としてどなたがおやりになるか、お聞かせ願ひたい。

○福田(憲)政府委員 終局的には總務長官が最高責任者であります。事務的には經濟企画庁並びに外務省から兼任していただきまして、二人ばかり専門に来ていただいて當たる、こういう考へであります。

関でありますから、そんな兼任が転任して行くという様な程度のものでなくして、総務長官の中に、しっかりと事務局なりあるいは事務室なりを設ける、こういう方面に向かつて総務長官としては今後努力していただきたいと思ひますが、総務長官の一つお考えをお聞かせ願ひたい。

○福田(篤)政府委員 御趣旨につきましては、十分考慮いたしたいと思ひます。

○前田(正)委員 これは先ほども冒頭に申し上げました通り、今後のわが国の施策といたしまして、非常に重要な問題でございます。今後総務長官が世話役の取りまとめ責任者としておやりになると、非常に私は仕事としても大きな量が出てくるのではないかと思ふのであります。そういう点でこの問題については、先ほど申しした通りしっかりと事務機構も設けられて、総務長官も一つの方面に大いに努力して御検討をお願いしたいことをお願いいたします。私の質問を終わります。

○福田委員長 次に石山権作君。

○石山委員 行政管理局にお伺ひした点があります。それは法案のことでございませぬ。私たち内閣委員として地方を回りますと、一生懸命やっているところを見てきておられます。かなり一生懸命やっているだけでなく、実績も上がっているように思っております。私たちは今のうちに官僚機構が非常に複雑多岐にわたつています。それは行政上の問題では、たとえば行政管理局が非常に強化されなければならぬというふうに考へております。

す。強化される面はこういうこともあるのではないかと思ふのです。たとえば非常に勉強されて、ある出張所によれば自費をもつて調査に行かなければならぬような境遇もあるようです。非常に私はその点残念に思ふのです。が、そういう点が指摘されます。そして調査をして報告をやるわけなんです。あそこはだめですから一つ直しなさい、こういうふうなやり方です。さういふが、報告権があるが、その次は何もないようなんです。長官として今まで報告をなさつて、その跡始末ですが、そのあとをどういうふうにするか、らんになつていくか、一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○益谷国務大臣 非常に御理解ある御質問、まず感謝をいたします。行政管理局はただいま仰せのごとく、相当に実績を上げておるものと思つております。行政運営の改善を要証資料に基づいて、所属の機関の長に報告いたしておるのではありません。そうして大体昭和三十年から三十二年までの実績によりまして、全面的な改善、報告そのものを実行いたしておるのと一部実行いたしておるのと合せて、報告に従つておるのは約九割になつております。報告をいたしまして、行政管理局として回答を求めております。そして回答の通り実績を上げておるかどうかというところについては、疑わしい場合は、さらに回答を求め、報告を求めております。最後は改善を実施する、それを推進するために、さらに監察を行なつて報告をいたしております。従つて現在では相当効果があります。行政管理局といたしましては、年間を四期に分けてまして監察の計画を策定しておるの

あります。従来旅費等の不足のために非常に困難をいたしておるのであります。が、近年おかげさまであります。過去三年間には二百万円ずつの増加を見ました。本年はまた百万円の旅費の増加を今予算で御審議願つておるような状態でありまして、従つて旅費は十分とは申せませんが、今日の国家財政の上から努めて効率的に旅費を使わせるように督促をいたしております。

○石山委員 副総理格のあなたが長官になつておれば、それは報告だけでもかなりならぬが、それは報告だけでも、普通の国務大臣がなつた場合には少し閑職のように見えるわけなんです。ですから、そこから報告を出されても、ふてくされるということはないと思ふけれども、いずれにしても報告に對してサボタージュできるわけなんです。さうすると、また次に報告をなさるといふことだらうと思ふのだが、それもうまくやつていただければいいけれども、これもサボるつもりならばサボり得るわけなんです。特に官僚機構とすれば、二回目の報告などは故意にサボるというふうなことができないかと思ふ。何だかというふうな気持ちで故意にサボるというふうなことができないかと思ふ。報告権があるならば、それが報告を行なわれたいかどうか。跡始末に對して相手を得ようか工夫がなければ、行なわなければ一つの罰則規定みたいなものまで突き詰めて考へる必要があるのではないかと。長官はどういうふうにお考へになりますか。

○益谷国務大臣 仰せのごとく、管理庁には報告権はありますが、この強

制権がありません。従つてサボタージュをやればそれまでであります。現在ではさうなことはございませぬ。行政管理局といたしましては、相手方の省庁とも緊密な連絡をとつていたしておるのではありません。また無理な報告はいたしていません。先ほど申し上げました通り、納得して改善をいたすような実証資料に基づいて報告いたしておりますから、かえつて強制権を持ち、あるいは処罰権を持つというやうなことは行き過ぎではないか。その際はかえつてサボる機会を与える。あるいはさういふ法律があらうと思ふ。法律をのがれる方法を講ずるといふやうに、かえつて弊害があると思ひます。今日までの報告の状況は、相手の機関とも緊密な連絡をとつていたしております。

○石山委員 行政監察を慎重にやれば、たとえば汚職みたいなものがかなり防げると思ふのです。それはなぜかといへば、行政機構の中でいづゆる盲点があるわけでしょう。その盲点をうまく利用するのが今までの汚職のやり方だと思ふのです。それは報告をしてその通りやれば、そういうふうな盲点がなくなつていくはずだと思ひます。だけれども、なかなかさういふふうにならなかつたところを見ますと、私は官僚機構の中で、行政管理局の方から見れば、やはりサボタージュしているものだと思います。今までのやり方を一歩進めるとすれば、この問題をその省と行政の間のだけのいわゆる報告というふうなことではなく、その欠点というものをひとつとほかに知らしめるという工夫がその場合大切なのではないか。行政上の問題ですから、たとえば新聞な

どで大きく発表してもいいのではないかと。そういうふうな何かPRする費用などは割合に多くあるというふうな感じに見られますか。

〔委員長退席、岡崎委員長代理着席〕

○益谷国務大臣 行政管理局は不正、不法を摘発するというのが本務ではないのです。むしろ会計の監査もいたします。いたしますが、不正、不法というものを未然に防ぐというのが建前になつております。また相当実効を上げておると私は確信いたしております。なお、相手の機関の長に限ることなく一般に云々というお話でございまして、これは各政府機関にはみな報告いたしておるのではありません。のみならず、毎週土曜日に通信機関に集まつてもらつて、そのつど発表いたしてあります。大体月曜の新聞紙上に興味のある報告は掲載せられておるものと思つております。これが一つの世論になりまして、報告の実施に非常に効果があると思つております。私自身も毎週一回は報告を受け、決裁をいたして、それぞれ機関に報告するとともに、言論機関に発表することによりましてお

○石山委員 長官は罰則とか、規制的なものはあまりきちんとしたくない。さうすれば、やはり道徳的な規制になるわけなんです。さうしますと、どうしてもやらなければならぬような雰囲気を作る必要があるわけなんです。それは私に言わせれば、新聞発表などもあつて、適切にやるということも一つだろ

うと思ふのですけれども、やはり行政機構全般に對してもさういふことは宣傳なすつていられるわけですか。

○益谷国務大臣 各省庁に出しておるはずであります。なお新聞に掲載するのは、世論を作るというほかに、水防とか、あるいは気象の監察のごときは、国民に徹底いたしますと、おのおの水防体制とか気象体制についての協力を得られるという利益があります。繰り返して申し上げますが、行政管理局は摘発の機関ではないのです。行政運営の改善をいたして、不正、不法を未然に防ぐというのが目的でございます。それから、懲罰とか刑罰を設けるといふのは私どもは今日考えておりません。

○石山委員 私去年福岡へ行ってお聞きしたのですが、福岡では各省間あるいは出張所間の苦情処理みたいなものを取り扱っております。これがまた大へん成績を上げています。たとえば恩給の問題等は手続上からいってもどうしても埋もれてしまふ。そういうふうなものは、相談せられたらこっちで行ってやってあげた。勧告だけでなく、勧告が実行されるような態度で地方の人たちは努力しておるようです。私はこのことは大へんいいことだと思つてきました。それが年に一ぺんぐらいしか管区を回れないというのです。それも費用がないものだから、大へん苦勞してやっているとありますが、もしそういうことが可能であれば、せめてそういうふうな埋もれている苦情というものをあつせんしてやる役目は、年に二へんぐらいでもやれるようにすれば、これはかなり官僚機構のために、いわゆる私たちの普通言っているお役所に対する考え方というものは、そういうふうなところは考えて

おりませんか。二へんぐらいやらしたなら、もっと実績が上がるのじゃないかというふうなことは考えておりません。○益谷国務大臣 何回いたしておるんですか。遺憾ながら承知いたしておる。しかし苦情処理は、各地方の局で取り扱っております。これは行政監察の一環と私どもは存じております。なかなか効果を上げておるようであります。すなわち出先の末端機関の行政の実情を把握することができるといふことと、また末端機関に対する国民の苦情と申しますか、不平と申しますか、また改善を要求いたしておる点、さしうに取り上げていたしておる。末端の行政機関においても、非常に好意的に管理庁の苦情処理に対して協力してもらつております。昨年すなわち三十四年の一月から十二月までには、全国で六千件申し込みを受理いたしております。一地方の局に割り当てますと、大体百二十数件になります。このうち九割五分までは処理済みであります。すなわち苦情者の申される通りに処理済みであります。これは将来とも十分に活用して参りたいと思つて、国民に対する奉仕の一つであると思つたので、十分にこれを活用いたしたいと思つております。

○石山委員 これも福岡で調査したのですが、福岡の職員の方々の給料を調べました。あそこは各省の出先機関で一番高いようです。なぜ高いかといつたら、人事の交流がなかなから多くいってないといふこと。それから、どうも申しますか、退職後、普通ならば、関係官庁には公社とかいろいろあるわけですが。行管にはそういうふうな

ものが何にもないといふことは明らかなんです。それから普通の場合は、各省に対して大目付の役目をするものから、個人的にも少し毛ぎらいされるような傾向があるので、非常に気の毒な場面がある。人事の交流をこの際考える必要があるのではないかと、いふようなことを、あの給料表を見て私は考えたわけ。そうでもないといふさか人事が停滞してしまふ。省が小さいから、省の中だけでは人事のやりくりといふものは、やってもあまり新味が出ないのではないかと。その点はどういふふうにお考えになつていられますか。

○益谷国務大臣 仰せの通りであります。行政管理局は比較的年寄りが多いのです。年寄りが多いのでありますから、新進気鋭と申しますか、そういう人々をあまり迎へることができません。従つて俸給は上の人は相當に高いだろうと思つて、一番年寄りの多いのは、行政管理局の監察局と、私の承るところによると調達庁だそうです。なかなか人事交流はむずかしいでございます。若いのは喜んで採つてくれますが、年寄りはなかなか各省ともに歓迎しません。そこで私も——個人でも縁故関係で就職のあつせんをいたしたのもございまして、行政管理局といたしましては、部内に就職連絡協議会というふうなものを作つて、そして一生懸命に就職のあつせんをいたしておりますが、おっしゃる通り外部団体もございませぬ。そうしてやはり仕事をしておる間は、非常に喜ばれる部面もありますが、監察でありますから、やはりきらわれる部面もあることと思つて、努めて人事交流をいたす

ために、就職のあつせんをいたしてやるのが実情でございます。○石山委員 トップ・クラスにいる方は、勤を働かしていただくから、行政上から見ればむしろ老齢の方がいいでしょう。しかし行政監察の場合には、勧告するまでにはやはり非常に精力的な調査が必要不可欠です。そうするとやはり若い方がいいに調査させないと、実績が上がつてこないという欠点があるように思つて。そういう点ではトップ・クラスは私は何も心配は要らぬと思う。下の方が老齢化していくといふことは、やはり能力が落ちていくのではないかと。それに人件費にかなり金がかかるせいかどうか知りませんが、調査した資料をまとめるのに大へん節約しておるのです。お金がないといふことなんでしょう。物件費が非常に足りないといふことを意味しておると思うのですが、福岡などでも少しずつ増してはもらつてはいるけれども、こしも二十万円ぐらいあれば、やつたものをちゃんと製本できておつておくのにいいけれども、それができないのだ。それで自分たちで謄写版をやつて、自分たちのところで製本してとつておくといふようなやり方をしておるようです。それでちよつともったいないわけ。調査の能力のある人がそういうところまで気を配つたり、製本しなければならぬといふようなことは、これは一生懸命やつておるようですけれども、人を使う意味からすれば、能力を落とすとした格好で人を使用するといふことになるように思ふ。人事の交流をやつていふこと、なるべく若返らせるといふことがこの場合必要だろうと思ふ。それから物件費

が非常に少ないために、能力のある人に製本をやらしたり、活版のまねをさせるようなことは避けるような予算の組み方が、この場合必要なのではないか。私は福岡を見てそういうふうな思つてきたのです。それであなたたちがに努力をしておらうと、以上の二つは解消するようにしてもらいたい、こういうのが私の希望です。

○岡崎委員長代理 石橋君。○石橋(政)委員 石山委員の質問で大体尽きておるわけでございますが、関連して若干お尋ねをしておきたいと思つて。私も昨年十月内閣委員長と一緒に中国地方の視察に行つたわけですが、そのときに、いろいろ要望が出ておりました。石山さんの話を聞いてみても、大体本庁と打ち合せて陳情事項をきめておつたのではないかと、思ふのですが、それはとにかくとして、いろいろ要望が出ておるのを聞いてみますと、なるほどといふものが多かつたわけでありまして。そのうち、今度の設置法の改正によつて三つばかり取り上げられておる。たとえば従来各管区監察局で扱つておりました仕事というのが、行政監察局の所掌事務だけであつた。それに行政管理局あるいは統計基準局の所掌事務の一部を新たに加えるといふような点、あるいはまた名称を変更するといふような点、そういう点に入られておるわけでございますが、私も聞いておりました。一番なるほどと思ひ、これはぜひやらなくちゃならぬといふような感じを受けました。今のお話にもありました、苦情相談業務について、何ら法律上の措置が講ぜられておらないのはどういふわけかという疑問を持つておるわけなんです。これが

が非常に少ないために、能力のある人に製本をやらしたり、活版のまねをさせるようなことは避けるような予算の組み方が、この場合必要なのではないか。私は福岡を見てそういうふうな思つてきたのです。それであなたたちがに努力をしておらうと、以上の二つは解消するようにしてもらいたい、こういうのが私の希望です。

一番評判がいいのじゃないか。国民といたしましてはいろいろと苦情を持つておる。そういうものを行管の出先が取り上げて、一つずつ片づけてやるというふうなことは非常に望ましいことである。今後ともそんなやうなことはならない仕事ではないかと思うわけですけれども、現在これは法律で定められた仕事としてやっておられない。一種のサービス活動みたいな形でやられておるといふところに問題がある。やる方にいたしましては遠慮もあろうし予算面の制約もあろうし、なかなかやりにくいんじゃないかと思うのですが、なぜこれをはっきりと法律で定めた当然の業務として今度お取り上げにならないか。この点をお尋ねをしておきたいと思ふわけですが。

○益谷国務大臣 苦情処理の制度と申しますか、これはまことに必要なものと思つております。今回の設置法の改正にそれを入れなかつたのは、もう少し検討したてやつた方がいいたうという結論でございまして、今回の設置法の改正には盛りなかつた。しかし苦情処理の実情によつては、将来設置法に当然の職務として盛り込むことになると思ひますが、今日の程度においては、もう少し先の実績を見ようではないかという事で、実際の仕事に支障を来たしてないので、各局においてそれぞれ取り扱つておるのでございしますが、もう少し実績を見ようではないか、こういうふうに考へております。

○石橋(政)委員 監察業務というのは、同じ役所同士でなかなかやりにくいものがあると思ふのです。われわれとしてはどんなきびしくやつてもいいたいと思ひますし、またそんなわけばこういふ役所を設ける必要はないわけなんです。きびしくやればほかの役所が積極的に協力しないというやうな面も出てくるかもしれない。それで手かげんを加へると存在の意味がなくなる。なかなか微妙な仕事をやつていくというところは十分にわかるわけですが、しかし苦情処理という問題はそういうことを抜きに、積極的にどんどん進められる分野ではないかという感じが、なげ検討して次の機会にというふうな逃げられるのか、どうも納得いかないわけですが。それで最初事務当局にお尋ねしたいのですけれども、現在各管区行政監察局では全部これをやつておられますか。

○原田(正)政府委員 ただいま御質問の苦情相談は、現在は全国の管区の監察局並びに地方の監察局におきまして実施をいたしております。

○石橋(政)委員 巡回の方は全部やつておられますか。

○原田(正)政府委員 巡回苦情相談につきましてはおおむねやつておりますが、まだ十分にやつておらぬ。不十分な点もあります。大体原則的には全部やつておるわけでありまして、

○石橋(政)委員 私が出先で聞いたときにも、巡回をやつてない面があるという話を聞いておるわけですが。大体やつておるとおっしゃいますけれども、どうもふに落ちないわけですが、この苦情相談の中でも、積極的にこちらから出向いていって、各職場あたりに出張して国民の苦情を聞くというやうなことは、私はいい仕事じゃないかという感じを持つておつたわけなんです。こういうものをぜひこの際に取り入れて、自信を持つて出先が積極的にやれるやうにすべきではないかという感じが強く持つておられます。これはあとで委員長の他とも御相談をいたしたいと思つておられますので、その点はこれで終わります。

なお今石山さんから職員給与の問題についてお話がございましたが、具体的に一つひとつと私が気がついた点がありますので再度御質問いたします。管区の監察官、これは各局の課長級の相当するのだと思いますが、大体はかの省庁ではこの程度の人たちには管理職手当が支給されておる。にもかかわらず監察局の監察官にはこれが無いという事で、非常に不満を持つておるやうでございますが、これは今後支給されるやうになるのではありませんか、ならないとすればなぜならぬのか、その理由を一つお尋ねしておきたいと思ひます。

○片山説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。管区の監察官に對しまして特別調整額がついておらないという事でありますが、これは大体各省庁とも管区段階の課長クラスには、特殊な課長を除きましてついておるやうな点がございます。これは今後支給されるやうになるのではありませんか、ならないとすればなぜならぬのか、その理由を一つお尋ねしておきたいと思ひます。

○片山説明員 特殊な課長というのは、どういふ人たちが特殊なんですか。

○片山説明員 それは総務課長であります。

○石橋(政)委員 それとほかの省庁と比べて見た場合にも、そう不均衡だとは思ひませんが、どういふ考へかと思ひますが、どうですか。

私は考へておりません。

○石橋(政)委員 それでは先ほどの石山さんの発言で、非常に古い人たちが多いという事で、今後一つ御検討願ふことになっておきたいと思ひます。

そこで経費の問題でございますが、いろいろ事情は先ほど石山さんからお話がありまして、私はここであらためて申し上げませんが、来年度の予算において、この監察業務遂行のためにはどの程度の予算増が必要とされておるか。現在ではほとんど人件費に食われて、仕事をやる予算が限られておるやうな面が多かつたと思ふのでありますが、三十五年度予算においてどの程度これが増額されておるか、その点だけお尋ねしておきたいと思ひます。

○片山説明員 監察業務をやつていきます上において一番大事な監察旅費の点におきまして約百万円、正確に申しますと九十四万円ですが、増額になっております。

○石橋(政)委員 その事業費の占める率、総予算に對する人件費を除いた率の率がふえておるかどうかということの問題にしたいわけですが。

○片山説明員 率の点は私今ちょっと申し上げられませんが、今申しましたやうに監察旅費として約九十四万円ばかり増額になったということでありまして。

○石橋(政)委員 これで終わります。

○石山委員 今度法案で対外経済協力という命題で審議会を作られるというわけなのですが、これは安保条約の中でアメリカの経済協力というやうなことが出ておるので、おおむねアメリカを中心にした考へ方でよろしいか。

○大堀政府委員 経済協力基金の問題は、かねてから東南アジアの経済協力につぎまして、現在輸出入銀行を中心によつておられますが、輸出入銀行による協力だけでは不十分な点もございまして、今回新しく基金を設置いたしましたので、それよりもさらに弾力的な運用によりまして協力をやつて参りたいという考へでございまして、今回の安保条約の規定と直接の関係はないと考へております。

○石山委員 経済協力という言葉は、対外的な投資というやうなことが意味されておられますか。

○大堀政府委員 経済協力という言葉は、御指摘の通り海外における開発事業に對して金を貸し付ける、あるいは出資するということによつて事業の資金を供給してやる、これがねらいであります。

○石山委員 そうしますと、内地でいへば奥地開発みたいなもので、対外的にいへば後進国というところからいへば、アフリカ、アフリカといふやうなことがわれわれの頭に浮かぶのですが、地域としてはそんなところになりますか。

○大堀政府委員 経済の開発のおくれである地域についてということでは、いまして、法律の建前からいいますと、東南アジア、その他の経済の開発を目的にするということでありまして、御指摘の東南アジア等はかなりウェイトを持つことになると思ひます。しかし地域としましては、どこの地域でもやれることになっております。

○石山委員 二、三日前の新聞に、いわゆるアジア、アラブですかの国々の経済ブロックを作る。その中に、残念

なことです。日本が名前が入っていない。そうすると、経済全般の動きから見れば、日本の外交とか何かのために、あなたたちの考えているところとはうらはらに情勢が進んでいるんじゃないでしょうか。

○大塚政府委員 外交的な問題は実は外務省の方の問題でございますので、私も専門ではございませんが、私どもの考え方から申しますれば、やはり東南アジア各地域の資本が不足をいたしまして開発がおくれておりますので、最近では各国は外国から資本を導入してできるだけ開発をやりたい。ただ民族意識等ございまして、あまり支配されるような形というところは望めないと思っております。その点については十分われわれも考えていかなければならぬと考えております。全般といたしましてはやはり開発に必要な資金は受け入れたという機運が強いと考えておりますので、私どもの資金がそういう面において役に立っていく、こういうふうに考えております。

○石山委員 この問題についてはあなたと討論をしてもちがいがあかぬと思うのだが、ただ私の言いたいことは、あなたたちは経済のワク内でいろいろなことをやろうとしておられます。しかし経済のワク内といっても、そのワクがどこからきめられてしまえば、あなた方の努力というものは死んでしまう場合が多いと思う。今の構想としてはどうしても東南アジアの方面に伸ばしていく、こういう気持でおられるわけなんだけれども、新聞情報等を見れば、その東南アジアのブロックの中に日本が名前が入らないということになれば、大体ワクがきまつたような格好

が出てしまふわけですね。だからもちろんあなたたちが自分の国の経済を伸ばそうとするならば、外交の発言がないなどという、そういう体制ではないかぬと思うのです。やはり発言をしなければ、あなたたちがもうこんでおられるところの対外的に日本の経済力を伸ばすといつても伸びないわけですから、そういう意味では私は御忠告申し上げたい。あなたたちにほんとうの意味で日本の経済を伸ばしたいという良識があれば、やはり対外的外交問題にもくちばしを入れることが、日本の場合には大切なわけですね。それを一つ言っておきたい。

またあなたの管轄の事務的な問題をお伺いしたいわけですが、今度の為替・貿易の自由化はどう考えてみて唐突の感が深いのです。これはなぜか。受けて立つところの経済界が非常に動揺しておることを見ても、唐突の感が深いのではないかと。もうあなたたちには言わねば、温室育ちにいたから、いつでも経済界は動揺するだろうというふうなことになるかもしれないけれども、ほんとうに私はそれだと思ふ。あなたの方は去年の秋のガットの総会を言うかもしれないけれども、しかしこれは対々ではないわけですね。ガット三十五条の問題を考えても、何もガットの総会にわれわれがそんなに制肘されなければならぬ問題はないと思ふ。三十五条を各国とも日本に対して用いるというならば、ガットの総会に対してわれわれは非常に制肘を受けなければならぬと思ふが、それではない。現実的に、経済的な要求がそれにからんでおる。こういうふうな見方もあるかもしれない。しかし

経済的なというならば、経済人があなたたちより知っておるはずですね。その経済人が、一部の方はなるほどいいと言っておられるけれども、おおむねの産業界の人たちは——金融の人たちは何ともいいたくありません。産業の実際の仕事を営んでおる経営者は困っておる。お役所は十分に準備なさつたという御見解ですか。

○大塚政府委員 貿易・為替の自由化のことが唐突として進んだような印象を与えておるかと思いますが、実は昨年の三月に経済閣僚懇談会におきまして、貿易・為替自由化の方針について御審議願つて、一応御方針を決定していただいております。

【閣僚委員代理退席、委員長着席】

戦後経済がだんだん復興して参りました。為替・貿易の自由化が逐次小幅ではございますがやられて参つておるわけでありまして、今日の段階では、日本の経済力が相当に充実して参りまして、経済も比較的高い基準で安定上昇を続けておるという段階でございますので、いづれ自由化によって経済を正常化に戻すということから考えますと、やはりこの機会に自由化を進めることが適當ではないかという考え方から、一月にああいう機構を作りまして、それを進めようという体制に入つたのであります。考え方なり措置といひましたし、決して突然ではないのであります。この際強力に進めなければならぬという考え方では、やはり個々の業界につきましては、やはり割当で保護されておりますので、それを撤回するということは多少つらいことが出て参りますので、そういう面

で、自分の立場に立つた意見としては反対意見もございしますが、経済界全体としては、やはりある時期には経済の正常化に努めなければならぬというところで、私どもは大勢として強い反対があるとも実は考えておらないのでございます。

○石山委員 どんなにいいものもあつても、それを受けて立つていなければ進んでいかないわけなんです。皆さんの方では経済の基盤が荒波に耐え得るところまで成長したという觀察ですか。

○大塚政府委員 私ども絶対の自信といひますが、あまりうぬぼれてもいかぬとは思つておりますけれども、今日はかなり生産力の供給力が増強されてきたということが一つ、国際収支の見通しにつきまして、現在程度の生産の上昇でありますれば黒字基調を維持していける。ただ景気変動等に対する対策は十分に考えていかなければいかぬと思ひますが、全般としましては日本の経済がかなり力を持つてきておるというふうに考えておるわけでありま

す。

○石山委員 これはできたといへばきていられるかもしれませんが、為替の自由化あるいは貿易の自由化によって対外的に裸になった感じだと思ふのです。裸になつてお互い競合する。そうしますとコスト等の問題が出るわけですが、今のコストの切り下げは多量生産によるコストの切り下げと、合理化によるコストの切り下げと二つある。これは関連して必ずしも一つというわけじゃないのですが、今までの日本の場合は、いわゆる多量生産によるコス

トの切り下げが普通の産業界では通つてきているわけですね。今度はそういう意味では合理化によるコストの切り下げになるわけですか。

○大塚政府委員 貿易の自由化の合理化に対する意味は、一番基本的にはやはり原料費が下がるということだと私どもは考えております。たとえて申しますと、綿花の輸入が現在割当で来ています。外貨割当を受けておるため、最初に割当を受けた人のところで、需要と供給の關係からいって輸入を制限して供給を押えておるわけです、それにプレミアムが発生して綿糸にプレミアムがついておる、これが従来の形であつたわけですね。かりに綿花を自由に入れますと、このプレミアムが落ちるわけでございますから、加工段階におきましては綿糸の相場が明らかに下がる。それが現に昨年の暮れに通産省があの方針を言明いたしましたから、綿糸のプレミアムがあつたのがほとんどなくなつてしまつたというふうな形になつたわけでございます。そういう意味におきまして、要するに輸入を制限しておりますために原料段階における価格が高かつたのが下げられる。日本の国際競争力からいまして今問題になつておるのは、やはり原料費が高いということ、資本費が高いということが問題だと思ふのであります。その意味におきましては貿易を自由化するといふことは、原料費を下げていくという点でコストが低下して、競争力がふえる、かように私どもは考えております。

○石山委員 私はコストの切り下げで合理化の話をしたのですが、あなたは合理化で切つてしまつて、逆に輸入品の話をした。しかし輸入が自由になる

ことは投機を呼ぶということですよ。大資本が非常に幅をきかしてある種の投機を行なうということに通じません。

○大堀政府委員 今までのやり方でございまして、割当の数量の調整によって国内価格が常時動いておる、これが今までのいわゆる不健全だといわれたところをございまして、これをやめようというのが今度の一つの考え方になっております。その意味からいいますと、今までは思惑をして入れて、輸入が縮まればもうかるというふうな、非常に人為的にスベキュレーションを行なうチャンスが多かったのですが、自由化したと買ったものが上がるか下がるか、自分の責任で最後までいくわけです。従ってその当事者としては非常に慎重に動くようになる。従って私どもは国際的な景気変動による国内の影響というものはあると思ひます。しかしながら日本自身の立場からいへば、むしろ自由化というところは企業家が非常に慎重になる、思惑をやりがなくなる、こういうふうな考えております。

○石山委員 私はコストの切り下げの中に、あなたもおっしゃったと思うのですが、海外と太刀打ちする場合に金利の問題がやはりかなりあると思うのです。この金利の問題はどうか格好でなめておられるのですか。

○大堀政府委員 これは非常に基本的な問題でございまして、やはり結論的には資本が不足だから金利が高いということが言えるのではないかと。むしろコスト面から見ると、銀行経費の問題とか、あるいは預金利子の問題という点はございすけれども、基本的には

やはり資本の自給不足ということでございます。現在外資導入をある程度促進していくことが、むしろ日本の経済の高い発展をするために必要だといふ考え方でございまして。私どもは貿易・為替の自由化ということとは、むしろそういう意味では金利を多少外から下げる方向へ向けることで役に立つのではないかと、かように考えております。

○石山委員 私たちは為替管理を行なっているよさというものが、まだずっと失われていないと思つています。なぜかという、たくさんさんの企業があるわけでしょう。それを今の場合は為替管理の操作によつて割合に利潤というものが公平に分けていくのじゃないかと思つてゐる。今度これが自由になりますと、弱肉強食の姿が出ざるを得ない。それが目的だと言へばそれまでの話ですが、今まで百生きていたのが、いわゆる体質改善によつて、それから太平洋の荒波がインド洋の荒波か知らぬけれども、荒波をかぶつて死んでしまふものが六十、七十を数えるようなことを招来するのじゃないかという心配がある。

もう一つは、あなたの言う外資の導入によつて利子の引き下げが行なわれるだろうという希望の観測ですが、そういう希望の観測を言ふとすれば、僕ら今石油関係を見ています、これは大へん外資の導入をやっているわけですね。その姿がほかの産業にも現われれば、これは私はあまりほめた現象に

○大堀政府委員 最初の御質問の、私

ども自由化を進めると申しましたが、御指摘のように確かに自由化されました場合に競争が自由になる。同じ企業をやっております場合には、大企業と中小企業と比べますと大きな企業に有利で中小の方が不利になるのではないかと、あるいは農村等に対しては風を当てるというところは非常に影響が大きい、こういうことがございまして、で、実行上の問題としましては相当慎重にそのいう面についてはやつていかなければいかぬ、ことに必要な対策も講じつつやらなければならぬ、かように考へます。

資本の自由化の問題につきましましては、国際的に見ましても、IMFの規定からいへば、貿易及び経済的な取引についての自由化というものは、為替状態がよくなれば制限してはいかぬというところになっておられますけれども、資本取引については例外を認めておるわけでもございまして。従ひましてこれはその急速に外からやれということにもなりませんし、われわれとしても慎重にやつて参つてしまふべきではないかと、かように考へております。ことに企業支配を受けるというところは望ましいことではございせん。そういう点については十分考慮していかなければいかぬ、かように考へております。

○石山委員 私この前にこの委員会に質問したことがあるのですが、いわゆるコストの切り下げというふうなことに熱中するあまり、八幡製鉄がよその国の船を使つとか、こういうふうな現象が起きたと新聞は報じているのですが、そういうこともこれからたくさん行なわれていくのではないかと。つまり自分の企業を育成するためには、好

ましくないと思われるような方法でも、やはりコストの切り下げ、外資導入を行なっていくのではないかと、この点はどうかいろいろにお考えになつておられますか。

○大堀政府委員 これは国民経済全体として非常に影響のあります場合は、私はやはり企業としても政府としても、当然慎重に考へていかなければならぬ事柄だと思ひます。私は具体的な例については担当でもございせんが、詳細には存じておりませんが、今後非常に輸入量がふえます場合に、絶対量からいへば量的にいく少ない場合はそれは考へられないことはありませぬが、しかしこれが全体として非常に大きな影響を持つ場合は、やはり慎重に考へなければいけない、かように考へております。

○石山委員 為替の管理等によつて今まではそういうふうなことを、割合に防いでいくこともできたということは認められるわけでしょう。しかし今度それをゆるめていくのですが、貿易の自由化に関しても段階的におやりにするわけでしょう。その段階を大ざっぱでいいですがお聞きしたい。

○大堀政府委員 貿易、管理の自由化につきましましては、貿易面におきましてもやはり品目ごとに検討いたしまして、現在通産省、農林省、それぞれの所管において詳細な調査をしておるわけでありまして。まず影響の少ないところから逐次やつていく。影響の非常にありますものについては十分な対策が必要となると思ひますが、対策面について適当なる方法が整つてそれに応じてやつていく。従つて当然段階的にやることになると考へます。それから貿易

外につきましても経常勘定、いわゆる保険料でございすとか、そういうたロイアルティの支払ひとか、当然正常な取引に伴つて出てくるものは逐次やつていく。資本取引につきましても慎重にやる、段階としましてはかようなふうになると思ひます。

○石山委員 資本財でも原料でも何でもいいですが、その段階の品目は確定してございすか。

○大堀政府委員 五月末までに案を作案しますように事務当局は命ぜられております。現在各省と相談をいたしております。

○石山委員 だから私は唐突だということですよ。あなたの方は専門におやりになる役所であるわけでしょう。しかもまだ段階の品目が整つていないのです。それで現実には、政治的な発言だかもしれませんが、為替の自由化、貿易の自由化を言つてゐるわけでしょう。受ける業者はどうなんですか。自分のところは一体何月に解除になるか、何月に規制されるかわからない、指示がない、その間の不安というものは大へんなものだと思うのです。そういう動揺を与えるだけでも罪は大へん重いですよ。だから私は唐突という言葉を使わざるを得ないと思ひます。それから、たとへば唐突にやつたことは、やはり考へてみればどうも外資導入をやさしくするのだ。なしくずしにやつていくのだから、実際から言ふと旗上げしたのは外資導入をやさしくするのだ、こういうことに尽きるのではないかと思ひますが、これに対してはどうかいろいろ見解をとつておりますか。

○大堀政府委員 唐突と申します点に

つきましては、言いわけになるかも知れませんが、こういうことであります。と今まで自由化をやると言っても、ほんとうにやるのかどうかかわらぬというところで、業界としましてはいずれはやると思ひながら真剣な対策が出てこない、やはりこの方向に進むのだということ、初めて真剣に対策を検討しておるわけでありまして。その意味では、やるといつて五月にすぐ全部の商品をA.A.品目に移すわけではございませぬが、相当長期にわたってやって参るわけでありまして。衝撃を受けて非常な影響が出るようなことは行政府としましては十分注意して、そういうことにならないように考えていかなければならぬと考えております。もしそういう御心配がございましたら、そういう趣旨でないというふうに私どもとしてできるだけ御了解いただけるように申し上げるわけでありまして。外資導入ということだけではいかという点につきましては、私どもはやはり当面としましては、商品の方の自由化の方が大きいウエイトを持つというふうに考えております。

○石山委員 外資導入については、あるいは政治的な見方になつてしまつて水かけ論になるかも知れません。しかし考えてみれば唐突という感じの中で、外資導入だけはきちんと進められていく。そうするとある点では僕らはひがんで問題を見ておるかも知れませんが、アメリカの予算を見ると来年度の黒字のために、黒字の一端を日本がかつたのではないか、これは日本の新聞でも指摘しておるわけですね。四十億ドルの黒字の一端をかつぐために、為替・貿易の自由化ということをや

たわざるを得なかつた。だから金利の高い日本に金を出せばそれだけ黒字になるのだ。そういう下心が多分に今回の措置に現れておるのではないか。これは私の意見だけでなしに、日本の新聞、雑誌にも書いてある。それに対してはどういう見解をなさるのであるか。

○大堀政府委員 私、自由化は本来日本経済自身のために必要であると考えておりますが、外からの影響ということはむしろ無視できないと思ひます。その場合にアメリカから要請されたのではないかと御意見がございまして、私どもは率直に見て、外からの影響で一番身近に感じますことは、I.M.F.の日本に対するコンサルテーション、それからガットの輸入制限協議会等における日本に対する各国代表の発言、それらとイタリヤあたりがかなり外貨事情がよくならしたために、I.M.F.から国際収支の事由で輸入制限をすることはできないという判決を受けておりますが、ああいう事態によりまして急速体制を切りかえるということになりますと、非常に衝撃が大きいというところになります。日本としては相当経済力が伸びておりますから、逐次自由化を進めていく方が、対外的な問題を取り上げてみても有利ではないか、かように考えておるわけでありまして。

○石山委員 為替の自由化についてのプログラムを一つ説明していただきます。

○奥村説明員 為替の自由化は、ことし一月から海外渡航の基準額の緩和、その他商社の持ち高集中の緩和、徐々に私どももいたしましては状況を見ながら緩和して参つております。今後の

問題につきましては、大堀局長からお話がございましたように、私どもとしてはまず取引の中には、居住者の取引、非居住者の取引、それから經常取引、資本取引という、いろいろな種類のものがあるわけでありまして。今後は經常取引を徐々に国際収支の状況、国内の状況をにらみ合わせまして緩和して参る、最後に資本取引に移つていく、こういうふうな段階で考えておるわけでありまして。何分問題は、国内の産業問題とか、あるいは貿易の自由化の問題とか、あるいは国内の金融の問題とか、相互に関連が深いわけでございますので、そういう状況をよくにらみ合わせながら間違ひのないように慎重に進めていく、こういう態度で臨んでおるわけでありまして。

○石山委員 そうすると為替の管理の仕方も、あまり摩擦の起こらないように万般慎重におやりになる、こういうのですか。

○奥村説明員 その通りでございます。

○石山委員 これは私、むしろ政府の方にお聞きしたいのですが、経済企画庁で立案された、自民党お得意の長期十カ年で所得を増進する、この中にいわゆる為替の自由化、貿易の自由化というものは何年度に組まれてあつたのですか。私不敏にしてこの重大事項が十カ年計画の中のどこに入つておるかというところを知らないのですが、一体どこに入つておつたのですか。

○大堀政府委員 現在策定されております五カ年計画の方は、私担当ではございませぬが、現在行なわれております五カ年計画は、これは三年目に入つております。これにつきましては、む

ろん輸出の拡大と輸入の増大という面から見て、輸入の緩和ということは逐次繰り込まれておるわけではございませぬ。目下増進計画との関連で策定いたしております十カ年の計画につきましては、貿易自由化の方向というところを当然に計画の中に織り込んでいかなければならぬ。従ひまして五月に自由化の方の対策を固めまして、それを今経済審議会で検討中ではございまして、その際に自由化の問題は当然繰り込んで計画が組まれることになると思ひます。

○石山委員 私は政府に聞いているのですよ。政務次官に今の問題を聞いています。それはなぜかという、いわゆる大正年間における金解禁にも匹敵する、経済界にとっては大問題なわけですから、これが十カ年計画、五カ年計画の中に入つていないということは私は考えられないので、皆さんの方の計画のどこに一体入つておつたか、一つ教えて聞きたいのです。

○福田委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○福田委員長 速記を始めて。

○大堀政府委員 先ほど申し上げましたように、自由化の問題は現在作業を進めておるわけではございまして、この見通しを得ましたならば、この見通しを今後の十カ年計画の中に当然繰り込んで考えていかなければならぬ、かように考えております。

○石山委員 委員長、この問題はやはり政府の代表者として政務次官なり大臣なりに出てもらつてお聞きしなければならぬと思ひますが、それはあとにおきます。

当然これは大きな問題なわけですから、あなたの方で政府にあるいは与党に、何年から何年までの間に貿易の自由化を行なり、為替の自由化を行なうのだという提案をいつしていただくのか。

○大堀政府委員 年限につきましてはまだ確定的なことは申してありません。

○石山委員 そんなばかな話はないと言ひたいのです。この重大問題を想をこらさないで、その日の風の吹き回しによつてやるなどというのでは、私はこの問題は乗り切れないと思ひます。当然二年も三年も前から準備をして、あなたの方で立案をして、業界にもその問題を諮問して、そして行なつていく、こそほんとうのものだと思ひますが、何もあなたたちの手元に案が作成されてはいない。これからだと言つておる。これはある意味ではあなたに言うべき筋合いのものではないかも知れませぬ。それでは私は、事務局としてそういう準備があつたかどうかということをお聞きしたいと思います。

○大堀政府委員 これは自由化したしますと申しましたが、現在七割くらい統制をいたしておるわけではございませぬ。品目からいたしますと、非常に広範なものが統制されておる。従ひましてこの自由化したしますについては、むしろ個別的に相当慎重な検討は要るわけではございまして、要するに五月までに案を作るといふことは、それを検討いたしまして、五月にある程度のもので得たい。その場合に一応案を作るについて見当もつかないでは困るから、まず三年くらいでどの程度やるかという、一つ三年くらいをめぐらして案を作つたらよろうということが話

し合われて、その線で今検討いたして
おるわけでございます。

○石山委員 五月まで検討して三年間
くらしい期間で全部に実施をなさる
う、こういう御意見ですか。

○大堀政府委員 三年と申しますの
は、案を作るための一応のめどでござ
いまして、私も三年で全部が自由
化されるとは考えておりません、相
当むずかしいものもございしますから。

○石山委員 そうすると全く人をおど
かしたと思うのだ。三年もかかってや
ることをすぐにもやるように旗上げし
て、まあ政治的意図だと思ふ。ゆっく
りやってもらった方がお互いに便利だ
と思ふのだが、ただここで問題になる
のは、農業問題だと思ふのです。ほん
とくに為替の自由化を行なうならば、
農業問題を解決しなければならぬはず
なんだ。これはせんだつてもガットの
中の機関で、日本の農業は保護され過
ぎておるのじゃないかということが論
議されたというふうに外電で出ておる
わけですか。この問題をやらぬで貿易
自由化ということは、皆さんの考えに
なっているいわゆる自由主義経済から
見れば非常にびつこではないですか。

○大堀政府委員 御指摘のように私ど
もは農業に対する影響が一番むずかし
い問題がある。従って農業関係の自由
化ということとはきわめて慎重にやら
なければならぬ、かように考えており
ますが、輸入の量からいいますと、主
食関係は約五割、その他合せて農産物
関係の量は非常に小さいわけござい
まして、農業関係を除いて自由化は意
味がないではないかということであり
ますが、工業生産品関係の原料面で
自由化することは非常に大きな意味が

あるのではないか、量的にも非常に大
きなものだ、かように考えておるわけ
であります。

○石山委員 そうすると農業の問題は
未知数ということになりますか。

○大堀政府委員 農業関係につきまし
ても、農林省の方で検討を進めており
まして、やはり自由化の線に進んだ方
がいいという御意見もあるようであり
ます。なおこれは検討いたしまして、
慎重に結論を出したいと考えておりま
す。

○石山委員 私は為替の自由化、貿易
の自由化を行なう場合には、国内的に
もそういう体制が整っていないければ
ならぬと思ふ。それが主食を初め、農
産物の場合は、支持価格等でかなり強
い統制が行なわれているわけなん
です。この経済を無視して貿易、為替を自
由にしても、どうしても体質的にいっ
て私は欠けているものがあると思ふの
ですが、あなたの方の関係から見
て、農業政策というものをどういうふう
にお考えになっておられますか。

○大堀政府委員 やはり農業所得の伸
びが低い、しかも農村に非常な就業
の数が多く、しかも農家に就業者
としては考慮しなければならぬ点ではな
いかと思つております。ただ農産物に
つきましては、御承知のように主食用
の油脂関係、あるいは砂糖及び澱粉等
の關係について支持価格制度がござ
います。支持価格制度という制度は自
由化された場合でも、これは各園でも
かなりよく行なわれておる制度でござ
います。支持価格が働いてくるような
場合には、市場価格との関係で財政の
問題が出てきますから、いろいろ検討

しなければならぬ問題があると思ひま
すが、私どもはやはり農産物について
は、支持価格制度というものは相当存
続していかなければならぬ制度ではな
いか、かように考えております。ただ
現在、ある物資は支持価格以上に相
当値段が高くなつておられますが、逆
にいいますと、外国から半値で入つて
きても、国民にとっては支持価格以上
につり上げられた価格で、非常に高い
ものを買わされておるということもあ
りますので、その辺は考慮を要する問
題ではなからうか、かように考えてお
ります。

○石山委員 それから、これは経済企
画庁がおいでになると一番いいのです
が、あなたは調整の關係ですから、あ
なたの方からお聞きを願つた方がい
いと思ふのですが、たとえば今自由化
をされた場合因るという品目の中に、
紙パルプのような品目がございします。
そうした場合には、コストの引き下げを
行なうというふうないろいろな苦勞をす
るわけなんです。努力をするでしよう。
けれどもその努力には限界があるわ
けなんです。たとえばこういう数字
が出ております。今市場でポンド三十
八円くらいで取引しているようです。
これを三十二円ぐらゐまで下げなけれ
ば外国品と同等にならぬ、一生懸命勉
強しても三十六円ぐらゐだろ、こう
言つておるのです。そうすると、あと
の四円か三円は外国より割高だ、み
みす外国品が入つてくるのだ、こうい
ふことが言ひ得るわけなんです。そこ
をを防ぐとすれば、どうしても為替の
管理を行なうか、あるいはもつと体質
が変化するまで年限を延ばすか、ある
いはあなたがさつきおっしゃつたよう

に外国から安い木材でもうんすか入
れて、いわゆる原料の値段の低下をはか
る、あるいはまた想定されることは関
税を外国品にかけ、これは違ひわけ
なんだ。ほんとうから言うて違ひわけ
なんだが、そういう方法をとらざるを
得ないのではないか。あなたの方では、
そういう問題に対してはどういうふう
な御指導をなさうと思つておるか。私
実例をあげたのですから、その実例に
よつてお答えを願ひたいと思ひます。

○大堀政府委員 具体的にパルプの例
につきましては通産省の方でやつてお
りますから、私も詳細は存じません
が、御指摘のように棉花、羊毛を自由
化しますれば、やはりパルプは下
いと化繊の關係で困る。パルプが高い
のは何かという、結局木材の價格が
高い。従ひまして木材價格をいかに国
内で下げるかという問題が一つござ
います。あるいは輸入が可能であ
るかどうかということもございしまし
ょうし、その合理化によつて輸入パ
ルプ等の價格をできるだけコンピ
グに持つていってほしい、これが
当然の方向だと思ひますが、どうし
てもいかなる場合に一体これをどう
かというところになりますと、結局原料
でございしますから、やたらに関税を
かけて全体のコストを上げておるよ
うなことではございしますから、そこ
は税で参りますか、あるいは国内の買
付を講ずるか、そういう面を暫定的に
ある程度の調整措置をとらなければ
ならぬだろ、かように考えておる
す。長期的にはだんだんその方向を改
めていかなければならぬと思ひます

が、暫定措置は必要ではないかと考
えております。

○石山委員 私、この木材の問題につ
いて林野庁にもお聞きしたのですが、
林野庁は木材の値段を下げるというこ
とはなかなか困難だというふうな態度
です。石当たり百円か百五十円くら
い、コストを下げるような工夫をしな
ければ、工業用材としてこれからは
くないのではないか、そういうふう
に申し上げたら、その分はともおれ
の方で下げられないとは申しません
で、これは一つ関税の方で操作をし
てくれ、こんな御意見です。この点
はやはり私は指導する必要があると思
ふのです。自分の方はそのまま温存し
て、問題は他の方へ転換して、そ
うして目前に迫つては業界の不満を
ば逃げよう、こういうことだ。それ
はいかぬと思ふのです。たとえば木
材は木材に主眼点を置く産業に對し
ては、木材の値段を下げるという努力
が行なわれなければおかしと思ふの
です。たとえば林野庁の国有林の場合
は、自分の方でやればコストが高くな
るとすれば、これは思ひ切つて開放
するという手段がとられなければなら
ぬだろ、あるいはそのためには思ひ
切つた奥地の林道開発ということも
行なわなければならぬはずだが、そ
ういふことにおおむね目をふさいで
他の方へ転換する。これは私はや
りたいて、あなたの方からこの
業界に對する、たとえばソーダの
場合でも塩なら塩の問題が浮かん
でしやう。ピニールの場合には石
灰なら石灰石、カーバイドの問題が
浮かんでくるわけなんです。だからそれ
の品目において、こはこれくらい努

力しなさいというふうなことが指導されなければ、今言つたような格好で逃げてしまふ。関税の方にいったら、関税をかけたらまたガットで怒られるじゃないですか。何でも四〇％程度の今の輸入を上げれば対々になるからそつちの方をやれ、それではまた根本から離れてしまふわけでしょう。だからそういう努力を要する品目とその原料界、こういうものはマッチした形で指導されないと、おかしい格好になるように思います。ですから私は今の場合申し上げたいことは、どうしましてもやらなければならぬものだとするならば、努めてこれは犠牲の少ない格好でやるようにしなければならぬ。そうしますとこういうことが言えると思います。いわゆる品目の解除も、摩擦のないような工夫の中で年数をかけて解除していく。為替も私はその通りだと思ふのです。為替関係もそのような格好で相応じていく。関税の問題は、これは保護関税になると怒られるだろうと思ふけれども、この問題もやはりそういう格好にならざるを得ないのではないかと。

ここでやはり問題になるのは、私は外資導入だと思ふのです。これは大蔵省の銀行局あたりにほんとうは話をした方が、あるいはいいかもしれませんけれども、外資導入に無抵抗であれば、私たちのいわゆる国民感情としてはちよつと許せないものがあるのではないかと。これは石油関係を見ても、相当の重役は外人に占められてしまつてゐる。これはたしか大手のうち外資が入つてないのは一つで、あとは半分以上というところが多いように思います。これはもちろん占領政策等によつ

て石油会社がつつとこわされて、そのあとの再建のため等も考えられましたが、けれども、そういう格好を見てゐると、実際外資導入はありがたいやうなところしやうです。そのおそれる方を、私の方では言つてゐるわけです。あなたの方では、外資導入をうれしいというふうな感じで見ているわけでしょう。たとえば金が潤沢に使われるという一つの利点、もう一つはそのことによつて国内の利子が調整できるだろ、利子引き下げ論の一つのつかい棒をする。私の方はそれは見ていますけれども、もっと別な面で心配しているわけですね。今大会社の社長さんになるには、持ち株三〇％ぐらいあればいいと言つてゐるのです。それをむづさきにやられてしまふと――それは簡単にいかぬと思ふのだが、取得する株数というものは大へんな問題だと思ふのです。そういう点もやはりこの際十分考へていただきたいと思ふます。

最後に、これは体質改善の問題になります。やはり租税等の問題もこの際検討しない限りは、体質改善に應じられないと思ふのです。総合的なことを十分練り合せて、熟するやうな態度からやつていただければいいけれども、唐突という言葉は何べんも使つてゐるが、そういう側から見て十分に握り締めて、そうして熟した中から配分するといふ格好は、残念ながら今回とられてゐないわけですね。しかもその旗上げが今すぐにも、来年の十月くらいでみなやつてしまふのだといふやうな旗上げをされたものだから、業界としてはほんとうに心配したと思ふのです。あなたの御意見を聞くと、かなりよくなつて問題が処理されるだらうと思ふ

けれども、ただ考えたいことは、この新聞の切り抜きを見ても、日本の綿製品に対して付加税をアメリカでかけると言つてゐるのです。そうするとある点では、せつかく自由化を行なつて、安くやつても、こういう抵抗があるといふこともまた予知されるわけです。コストの引き下げの問題もけつこうですが、やはり私一番最初に言つたやうに、今までの産業者といふものは、生産によるコストの引き下げといふことをおこなふ上手にやつてきた。そうするとやはり品物が過剰になるから、乱売の形で外国に行くだらうと思ふ。そうするとせつかく安く作つて、いわゆる合理化をやつて首を切つたり、あるいは低賃金で押えて、非難ごうの中ですべて製品を安く売つても、外国から逆に抵抗を受ける。だからコストの引き下げに対しても、いわゆるそのめどといふこともやはり考へざるを得ないのではないかと。こういうふうな新聞報道があれば、安いはかりが罷りやないといふことをはつきり明示されてゐるわけですね。

もう一つ、これはあなたの方の役目でないかもしれませんが、国内における市場の開拓といふことを考へたあとで、対外の為替の自由化、貿易の自由化に向かわないと、ほんとうはうそなんです。西ドイツなんか特にそうだとやつておられますが、七割を国内市場によつて需要を満たし、あとの三割ないし四割を外国に振り向ける、こういう体制をとつてゐると聞いていますが、そういう点も十分われわれとしては量産の場合に考へる必要があるのではないかと。これは私の意見ばかり申し上げるようですが、こういうのを産

業界の中では要望しているわけなので、十分注意をしてやつていただきたい、こういうふうな申し上げておきます。

○福田委員長 次会は来たる二十二日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十五分散会